

海外の葬祭場等を規制する法令等の調査報告

本報告では海外の葬祭などにかかわる法、規制、ルールについてまとめる。

ここでは、FIAT-IFTA 連盟（国際葬儀連盟）¹に加盟している全日本葬祭業協同組合連合会を通して入手することが出来た「オーストラリア [南オーストラリア州]」「イギリス [イングランド・ウェールズ]」「オランダ」「アメリカ合衆国 [オハイオ州]」「台湾」における法、規制、ルールについて研究代表者が和訳したものをまとめた（これらは挙げた順は不同である）。

本研究では、遺体安置、遺体への対応について特に注目している。

「①遺体の管理・保管」「②遺体の運搬・移動」「③感染症罹患遺体の規制等」「④葬儀施行者（事業者）」の関連規定やそれらへの「罰則（の有無）」の内容を中心にとりまとめた。

ここで取り上げた各国における、法の背景にある制度、あるいは、法の目的、規制する対象・方法などについては、様々である。本報告書は、諸外国の法制度の違いについて論ずることが目的ではないので、「背景にある制度の違い」について簡単に述べると以下の通りである。

まず、オーストラリアの司法制度は、自治権を持つオーストラリアの州と特別地域とでそれぞれ構造の異なる、独自の裁判所と議会がある。また、司法制度は他州や他特別区域の司法判断に相互に影響しあうが、法的拘束力は持たない。オーストラリア連邦議会で可決された法律は、全国土に適用される。

イギリスの司法は、単一の司法府によるものではなく、イングランド、ウェールズ、北アイルランド、スコットランドそれぞれに議会があるのと同様に、それぞれに司法制度がある。

オランダは、歴史的にフランス、ドイツの永く強い影響下にあったことから、いわゆる大陸法²的な性格が強い。ただ、近時においては英米法³などの影響も強くなっている。

アメリカ合衆国の法制度は、連邦法と各州法から構成されている。アメリカ合衆国は、英米法系の国の一つの代表的存在ではあるが、アメリカ法は、イギリスと異なり成文憲法典を有し、連邦制を採用していることなどから、イギリス（イングランド）法とは異なった独特の発展を遂げている。州ごとの法的独立性が強く、その点、前述したオーストラリアとの共通性が見いだせるといえる。

台湾では、先の戦争の終結を境として、日本時代と中華民国時代に分けられる。中華民国の法体制も、日本統治期の法体制から中華民国の法体制にシフトしたものの、我が国の法制度の影響が濃厚であることは否めないと捉えた方が分かり易い。

¹ FIAT-IFTA（国際葬儀連盟）とは、世界90カ国が加盟する葬祭事業者の唯一の国際組織。

^{2 3} 大陸法系は 公法 中心の体系をとっている。英米法系は 私法 を中心に発展した体系をとっている。大陸法系は個人の意思から出発する 実体法 を中心とした理論的な体系をとっており、抽象的な概念を用いる。英米法系は訴訟中心主義をとっている。

○各国対照表

大分類	小分類	南オーストラリア	イギリス (イングランド・ウェールズ)	オランダ	アメリカ (オハイオ州)	台湾
遺体の管理・保護	埋蔵及び火葬に関する規制	埋蔵及び火葬に関する規制	埋蔵法	埋蔵法	埋蔵法	埋蔵管理法
遺体の管理・保護	埋蔵及び火葬に関する規制	【遺体の処分】における「新様式埋葬申請」にて(1)から(9)までの項目が高い要求の登録申請は、(9)までの項目が満たされれば、遺体の管理・保護の事業を行う上で特に届出を要しない。埋蔵法は、死亡の届出後、遺体の体液等が流出するのを防ぐ等の要件を満たす際、埋蔵法(違反した場合)は5000ドル以下の罰金」が定められている。	【遺体の処分】における「新様式埋葬申請」にて(1)から(9)までの項目が高い要求の登録申請は、(9)までの項目が満たされれば、遺体の管理・保護の事業を行う上で特に届出を要しない。埋蔵法は、死亡の届出後、遺体の体液等が流出するのを防ぐ等の要件を満たす際、埋蔵法(違反した場合)は5000ドル以下の罰金」が定められている。	「感染の一般的な見地」のなかで「期間」として「埋蔵または火葬は、死後36時間以内、遅くとも死後6週間以内に行われ。(特別の理由 次の者は、3か月以下の留置または第3期の留置に及ぶ。)」とあり、この中で「感染期間」を定めている。しかし、遺体の管理・保護の事業を行う上で特に届出を要するものはない。また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合、葬儀業者の従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合、葬儀業者やその従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合、葬儀業者やその従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	葬儀業者又はエンバーマーは、申請者の人的要件(例: 所定のコースで少なくとも12か月の修習を完了、25人の遺体の防腐処理(防腐剤)を含む)、その他要件(例: 葬儀屋又は防腐剤の免許)持業者の資格、無償(要件)を満たしている必要がある。その要件を満たしている場合は、葬儀業者(例: 葬儀業者)が、遺体の衛生管理を行う上で特に届出を要するものはない。また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合、葬儀業者の従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	遺体の管理・保護の事業を行う上で特に届出を要するものはない。また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合、葬儀業者の従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。
遺体の移動	遺体の運搬・移動	身元確認中の遺体を死亡した明証から移動させること、移動中の遺体(死亡)は1万ドル以下の罰金、埋蔵法(違反)は1000ドル以下の罰金」が定められている。また、遺体の衛生管理を怠った場合、葬儀業者の従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	遺体の運搬・移動の事業を行う上で特に届出を要するものはない。また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合、葬儀業者の従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	遺体の運搬・移動の事業を行う上で特に届出を要するものはない。また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合、葬儀業者の従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	遺体の運搬・移動の事業を行う上で特に届出を要するものはない。また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合、葬儀業者の従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	遺体の運搬・移動の事業を行う上で特に届出を要するものはない。また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合、葬儀業者の従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。
感染症候群	感染症候群	感染症候群である場合を含め、他の医師が合理的に対応できない状況下の死亡について、医師が死亡診断書を発行する場合、死亡後24時間以内に診断書を発行するため、医師は(必要な)項目を記載した公衆衛生死亡診断書に添付するものとする、とされている。	医師が死亡診断書を発行する場合、死亡後24時間以内に診断書を発行するため、医師は(必要な)項目を記載した公衆衛生死亡診断書に添付するものとする、とされている。	医師が死亡診断書を発行する場合、死亡後24時間以内に診断書を発行するため、医師は(必要な)項目を記載した公衆衛生死亡診断書に添付するものとする、とされている。	医師が死亡診断書を発行する場合、死亡後24時間以内に診断書を発行するため、医師は(必要な)項目を記載した公衆衛生死亡診断書に添付するものとする、とされている。	医師が死亡診断書を発行する場合、死亡後24時間以内に診断書を発行するため、医師は(必要な)項目を記載した公衆衛生死亡診断書に添付するものとする、とされている。
葬儀業者(業者)	葬儀業者(業者)	【葬儀業者】に関する「許可」については、「埋葬サービス」において「埋葬サービス」は、埋葬業者が、埋葬業者の業務を行う上で特に届出を要するものはない。また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合、葬儀業者の従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	【葬儀業者】に関する「許可」については、「埋葬サービス」において「埋葬サービス」は、埋葬業者が、埋葬業者の業務を行う上で特に届出を要するものはない。また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合、葬儀業者の従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	【葬儀業者】に関する「許可」については、「埋葬サービス」において「埋葬サービス」は、埋葬業者が、埋葬業者の業務を行う上で特に届出を要するものはない。また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合、葬儀業者の従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	【葬儀業者】に関する「許可」については、「埋葬サービス」において「埋葬サービス」は、埋葬業者が、埋葬業者の業務を行う上で特に届出を要するものはない。また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合、葬儀業者の従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	【葬儀業者】に関する「許可」については、「埋葬サービス」において「埋葬サービス」は、埋葬業者が、埋葬業者の業務を行う上で特に届出を要するものはない。また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合、葬儀業者の従業員が、遺体の衛生管理を怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。

ここで採り上げた法令・規制について、特に「①：遺体の管理・保管」、「②：遺体の運搬・移動」、「③：感染症罹患遺体の規制等」、「④：葬儀施行者（事業者）」に注視して整理した。詳細は、次ページ以降、各国別に詳述している。併せてご覧いただきたい。

まず、「①：遺体の管理・保管」については、**何れの国においても規定が設けられている**。ただ、事業を行う上での「届出・許可等」を義務づけている法令は、アメリカ（オハイオ州）を除き、確認した限りでは見当たらなかったほか、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的管理を怠った場合や州民の宗教的感情に反することを行った場合の「罰則等」に関する法令も、オーストラリア（南オーストラリア州）を除き、確認した限りでは見当たらない。

「②：遺体の運搬・移動」について規定しているのは、オーストラリア（南オーストラリア州）、オランダであった。イギリス（イングランド・ウェールズ）、アメリカ（オハイオ州）、台湾では確認出来なかった。規定している国であっても、事業を行う上での「届出・許可等」を義務づけている法令は、何れの国においても、確認した限りでは見当たらなかった。この他には、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的管理を怠った場合や州民の宗教的感情に反することを行った場合の「罰則等」に関する法令も、オーストラリア（南オーストラリア州）を除き、確認した限りでは見当たらない。

諸外国では、多くの場合において、葬儀から火葬・埋葬に至るまで、ひとつの事業者、あるいは場所（たとえば教会区域内）で「葬送」が行われる。このことから、「②遺体の運搬・移動」への言及はあまりなされていないことに関連している。

「③：感染症罹患遺体の規制等」については、**イギリス（イングランド・ウェールズ）を除く、何れの国においても規定が設けられている**。但し、何れの国においても、これに関する「罰則等」は確認出来なかった。

「④：葬儀施行者（事業者）」については、**オーストラリア（南オーストラリア州）を除く、何れの国においても規定が設けられている**。ただ、事業を行う上での「届出・許可等」を義務づけている法令は、アメリカ（オハイオ州）及び台湾を除き、確認した限りでは見当たらなかったほか、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的管理を怠った場合や州民の宗教的感情に反することを行った場合の「罰則等」に関する法令は、何れの国においても、確認した限りでは見当たらない。

なお、本稿は以下の構成により各国ごとに整理している。

- 1 本研究で特に注目した内容の概要（「①：遺体の管理・保管」、「②：遺体の運搬・移動」、「③：感染症罹患遺体の規制等」、「④：葬儀施行者（事業者）」ごとに概要を紹介）
- 2 関連法令の全体構成（関連法令の目次等）
- 3 本研究で特に注目した内容の具体的整理（1の具体的整理）

オーストラリアー南オーストラリア州

「埋葬及び火葬に関する法（2013年）」に基づく「埋葬及び火葬に関する規則（2014年）」

South Australia

Burial and Cremation Regulations 2014

under the Burial and Cremation Act 2013

1 本研究で特に注目した内容の概要

「①：遺体の管理・保管」については、事業を行う上での「届出・許可等」を義務づけている法令は確認した限りでは見当たらないが、「第2部—遺体の処分」における「5.身元確認前の遺体を死亡した場所から移動させることの禁止」「6.身元が確認されていない場合の遺体の身元確認」「7.埋葬又は火葬前の身元確認の実施」「10.登録官に提出する身元証明文書」といった項目が、この「遺体の管理・保管」に該当している。

「5.身元確認前の遺体を死亡した場所から移動させることの禁止」については、「本条に従い、故人の遺体の処分を手配する葬儀管理者又はその他の者は、以下の場合を除き、死亡地において遺体を移動させ、死亡地から遺体を移動させてはならない。違反した場合は10000ドル以下の罰金に処す。」とある。

「6.身元が確認されていない場合の遺体の身元確認」については、「法第12条(1)において、いずれかの理由により故人の遺体の身元を確認できない場合、遺体を検死した医師は、身元が不確かな者の遺体であることを証明する識別票を発行することができる。」とある。

「7.埋葬又は火葬前の身元確認の実施」については、「以下のすべての身元情報（「(a) 死亡診断書又は処分許可書」「(b) 身元証明文書」「(c) 棺又は遺体の上に取り付けられた名札」）が確認され、一致していることが判明しない限り、遺体の一部を埋葬又は遺体全てを埋葬させたり、埋葬を許可した場合は10000ドル以下の罰金に処す。」とある。

「10.登録官に提出する身元証明文書」については、「遺体の処分を手配する葬儀管理者又はその他の者は、遺体の処分後28日以内に、遺体に関する身元証明文書を登録官へ提出するものとする。違反した場合は1250ドル以下の罰金に処す。」とある。

「②：遺体の運搬・移動」については、事業を行う上での「届出・許可等」を義務づけている法令は確認した限りでは見当たらないものの、「第2部—遺体の処分」において、「5.身元確認前の遺体を死亡した場所から移動させることの禁止」について定めている。

加えて、「14.遺体の運搬」として、「遺体を車両に載せて運搬してはならず、運搬させたり、運搬を許可してはならない」とある。具体的には「運搬車として設計された車両の一部が、運転手及び乗客から物理的に分離され、容易に清掃でき、消毒できる」「遺体の分泌物又は汚染物質、感染性物質が漏出しないよう棺又は埋葬布、その他の容器、包装材に納められている場合」として「本条に従い、故人の遺体の処分を手配する葬儀管理者又はその他の者は、以下の場合を除き、死亡地において遺体を移動させ、死亡地から遺体を移動させてはならない。」としている。

「③：感染症罹患遺体の規制等」については「第2部—遺体の処分」において、「13—特定の状況における死亡診断書の交付の禁止(法第14条)」が、この「感染症罹患遺体の規制等」に該当している。具体的に

は、「他の医師が合理的に対応できない状況下の死亡について、医師が死亡診断書を発行する場合、死亡後 24 時間以内に診断書を発行するため、医師は、(必要な) 項目を記載した宣誓書を死亡診断書に添付するものとする。」とある。

「④：葬儀施行者(事業者)」については、事業を行う上での「届出・許可等」を義務づけている法令は確認した限りでは見当たらない。なお、「第 2 部—遺体の処分」について、「10—登録官に提出する身元証明文書」として「遺体の処分を手配する葬儀管理者又はその他の者は、遺体の処分後 28 日以内に、遺体に関する身元証明文書を登録官へ提出するものとする。**違反した場合は 1250 ドル以下の罰金に処す。**」とある。

「罰則(の有無)」については、ここまでで、触れられている通りである。

2 関連法令の全体構成(関連法令の目次等)

「第 1 部—前文」(「1.略称」「2.施行日」「3.解釈」から成る)

「第 2 部—遺体の処分」(「4.墓地又は自然埋葬地以外の定められた区画における遺体の埋葬」「5.身元確認前の遺体を死亡した場所から移動させることの禁止」「6.身元が確認されていない場合の遺体の身元確認」「7.埋葬又は火葬前の身元確認の実施」「8.火葬許可書の発行のために提出すべき文書」「9.遺体の処分前に提出すべき文書」「10.登録官に提出する身元証明文書」「11.拡張手続き」「12.墓地内における遺体の納骨堂への移転」「13.特定の状況における死亡診断書の交付の禁止」「14.遺体の運搬」「15.埋葬の深さ」「16.沈下した埋葬区画の盛土」「17.遺体のネームプレートの埋葬」「18.霊廟及び地下墓所での埋葬」「19.霊廟及び地下墓所に関する関係当局の権限」「20.棺」「21.火葬前の棺からのネームプレート等の撤去及び処分」から成る)

「第 3 部—墓地及び自然埋葬地、火葬場」(「22.柵に囲まれた墓地」「23.危険な運転」「24.運転手による関係当局の命令の遵守」「25.禁止行為」「26.埋葬区画の物品に関する関係当局の権限」「27.墓地又は自然埋葬地からの退去を命じる関係当局の権限」「28.墓地又は自然埋葬地の閉鎖」「29.閉鎖された墓地の公園又は庭園への転用」「30.埋葬権の更新」「31.埋葬権の放棄」「32.埋葬権の行使」「33.埋葬地の再利用」「34.権利者のいない墓碑の処分」「35.放置された墓地及び自然埋葬地」「36.関係当局の保管する登録及び記録、計画」から成る)

以上、36 項目と「第 4 部—雑則」と 2 つの「付属書」からなる。

3 本研究で特に注目した内容

本研究では遺体安置、遺体への対応について注目していることから、上記のうち、「第 1 部—前文」と「第 2 部—遺体の処分」の該当項目に注目してまとめる。

「第 1 部—前文」について。「1.略称」「2.施行日」「3.解釈」から成る。「1.略称」「2.施行日」については、「2014 年埋葬及び火葬に関する規則」と称するとし、「本規則は、2013 年埋葬及び火葬に関する法が施行される日より施行される」というのが「施行日」となる。

「3.解釈」については、いわゆる「用語」の定義、本取締規則の範囲・対象について触れている。

具体的には、「法」とは、2013年埋葬及び火葬に関する法を意味する。

「死亡診断書」は「法」が定める部分的な死亡診断書を含む。

「身元証明文書」とは、登録官に承認された書式の身元を証明する文書を意味する。

「識別票」とは、登録官に承認された識別票を意味する。

「納骨堂」とは、遺骨を最終的に安置する場所として設計された建築物又は構造物を意味する。

「場所（地）」には、土地又は敷地も含む。

「報告義務のある死亡」とは、2003年検死官法におけるのと同様の意味を有するとされている。

また、「第2部―遺体の処分」のうち、遺体安置、遺体への対応について注目する。

すなわち、「第2部」の項目のうち、これらに該当する「5.身元確認前の遺体を死亡した場所から移動させることの禁止」「6.身元が確認されていない場合の遺体の身元確認」「7.埋葬又は火葬前の身元確認の実施」「8.火葬許可書の発行のために提出すべき文書」「9.遺体の処分前に提出すべき文書」「10.登録官に提出する身元証明文書」「13.特定の状況における死亡診断書の交付の禁止」「14.遺体の運搬」「17.遺体のネームプレートの埋葬」「20.棺」「21.火葬前の棺からのネームプレート等の撤去及び処分」の11項目である。以下、項目別にまとめる。

「第2部―遺体の処分」―「5. 身元確認前の遺体を死亡した場所から移動させることの禁止」

故人の遺体の処分を手配する葬儀管理者又はその他の者による（死亡地からの）遺体の移動の可否について定めたもの。「死亡直前に故人の医療を担当していた医師」「個人的に故人を知っていた他の者」「故人の身元を確認することができるその他の者」によって、故人の姓名及び死亡地を改ざん防止インクで記載した耐久性のある識別票が（原則「遺体の左腕」に取り付け）、遺体に確実に取り付けられている場合。**違反した場合には、10000ドル以下の罰金。**

そして、故人の遺体の処分を手配する葬儀管理者又はその他の者は、死亡地から遺体を移動させる前に、遺体に取り付けられた識別票に照らして身元証明文書（ある場合）を確認、身元情報が一致していることを確認する。**違反した場合には、10000ドル以下の罰金。**

なお、事故・事件、特定感染症に起因した場合など、「報告義務のある死亡」の場合、公衆衛生又は治安への危険を防止するため、若しくは遺体の安全又は尊厳を守るために移動する必要がある場合、遺体を死亡地から移動できる。

「第2部―遺体の処分」―「6. 身元が確認されていない場合の遺体の身元確認」

いずれかの理由により故人の遺体の身元を確認できない場合、遺体を検死した医師は、身元が不確かな者の遺体であることを証明する識別票を発行することができる。

「第2部―遺体の処分」―「7. 埋葬又は火葬前の身元確認の実施」

「死亡診断書又は処分許可書（など）」「身元証明文書」「棺又は遺体の上に取り付けられた名札（など）」などにより、身元情報が確認され、一致していることが判明しない限り、遺体の一部を埋葬又は遺体全てを埋葬、埋葬を許可した場合の禁止・罰則の規定（罰金10000ドル）。

「火葬許可」「身元証明文書」「棺に取り付けられた名札」などにより身元情報が確認され、一致していることが判明しない限り、遺体を一部又は遺体全てを火葬、火葬を許可した場合の禁止・罰則の規定（罰金 10000 ドル）。

「第 2 部—遺体の処分」—「8.火葬許可書の発行のために提出すべき文書」

死亡直前に故人の医療を担当した医師が、「法」により義務付けられた二種の証明書のうち一通に署名できない場合、「死後に故人の検死を行った医師の署名した証明書のうち一通」あるいは「他の医師の署名したその他の証明書」を義務付けることが適用される。

「第 2 部—遺体の処分」—「9.遺体の処分前に提出すべき文書」

「法」に基づいて記録が必要な死因の部分証明書に関する詳細事項は以下の通り。

「(a)故人の姓名」「(b)故人の死亡日」「(c)故人が自然死であるか否か」

「法」に基づいて記録が必要な許可に関する詳細事項は以下の通り。

「(a)故人の姓名」「(b)故人の死亡日」「(c)許可者」

「第 2 部—遺体の処分」—「10. 登録官に提出する身元証明文書」

遺体の処分を手配する葬儀管理者又はその他の者は、遺体の処分後 28 日以内に、遺体に関する身元証明文書を登録官へ提出するものとする。違反した場合は罰金 1250 ドルに処す。

「第 2 部—遺体の処分」—「13. 特定の状況における死亡診断書の交付の禁止」

「法」において、都市圏外において、他の医師が合理的に対応できない状況下の死亡について、医師が死亡診断書を発行する場合、死亡後 24 時間以内に診断書を発行するため、医師は、以下の項目を記載した宣誓書を死亡診断書に添付するものとする。

以下のいずれかの詳細。

「医師又は配偶者、事実婚関係にある共同生活者の遺言又は無遺言に基づく財産（「金銭又は財産」「生命保険証券又は退職年金に基づく財産」として利益を受ける権利）」

「死亡後 24 時間以内に他の医師が死亡診断書の発行のために合理的に対応できないことを明らかにした陳述書」

「医師が死亡診断書を発行することを適切又は必要であると判断したこと、並びにそれが適切又は必要であると判断した理由を記載した陳述書」

宣誓書の作成後 24 時間以内に、宣誓書の登録官及び検視官に送付するものとする。

「第 2 部—遺体の処分」—「14. 遺体の運搬」

以下の場合を除き、墓地又は自然埋葬地内で遺体を運搬してはならず、運搬させ、運搬を許可してはならない。

(a) 遺体の分泌物又は汚染物質、感染性物質の漏出しない棺又はその他の堅牢な容器に、遺体が入れている場合。

または、

(b) 遺体が、

(i) 動かないように堅牢な土台に固定又はその他の方法で安置されている場合で、

- (ii) 遺体の分泌物又は汚染物質、感染性物質が漏出しない埋葬布又はその他の包装材で覆われている場合。

以下の場合を除き、遺体を車両に載せて運搬してはならず、運搬させたり、運搬を許可してはならない。

- (a) 車両内で遺体が動かないよう安置され、固定されている場合で、かつ、
- (b) 遺体が、次（『⇒』先）のような個室に安置されている場合（⇒）「運搬車として設計された車両の一部が、運転手及び乗客から物理的に分離され、容易に清掃でき、消毒できる」 「遺体の分泌物又は汚染物質、感染性物質が漏出しないよう棺又は埋葬布、その他の容器、包装材に納められている場合」

「第2部—遺体の処分」—「17.遺体のネームプレートの埋葬」

所管行政長の承認を受けた方法で、故人の姓名及び死亡日が刻印又は印刷、押印された耐久性のある材料で作成されたネームプレートが、以下の通り取り付けられている場合を除き、墓地又は自然埋葬地に遺体を埋葬し、又は埋葬させ、埋葬を許可してはならない。

違反した場合は **2500 ドル以下の罰金**に処す。

- (a) 遺体が棺に納められている場合、ネームプレートが棺に取り付けられている。または、
- (b) 遺体が棺に納められていない場合、ネームプレートが遺体上部に取り付けられている。

墓地又は自然埋葬地の関係当局の承認を受けた方法で、故人の姓名及び死亡日が刻印又は印刷、押印された耐久性のある材料で作成されたネームプレートが、遺体を収めた容器の外側又は内部に取り付けられている場合を除き、墓地又は自然埋葬地に火葬済みの遺体を埋葬し、又は埋葬をさせたり、埋葬を許可してはならない。

違反した場合は **2500 ドル以下の罰金**に処す。

容器を使用せず、地中に火葬済みの遺体を埋葬には、上記の規定は適用しない。

「第2部—遺体の処分」—「20.棺」

遺体の処分を手配する葬儀管理者又はその他の者は、使用される棺が以下の条件を必ず満たすようにしなければならない。

- (a) 遺体の体液又は汚染物質、感染性物質が棺から漏出するのを防ぐ特性のある必要とされる厚さの不浸透性材料を内張りに使用していること。かつ、
- (b) 埋葬又は火葬に至るまでの通常の過程において、棺がさらされる可能性のある取り扱いによって、棺が変形又は破損することのないように組み立てられていること。または、
- (c) 棺が火葬に使用される場合（以下に掲げた条件を全て満たすこと）、
 - (i) 火葬場での焼却時に有機塩素物質を放出しない木材又は木材に由来する原料で組み

立てられていること。

(ii) 底から突出した横木がないこと。

(iii) 火葬において燃焼に適した原料のみを使用していること。

(iv) 棺に入れて火葬される遺体の故人の姓名及び死亡日を記載したネームプレート又は銘が付されていること。

以上、違反した場合は **5000 ドル以下の罰金**に処す。

[例外規程] 一以下の場合、不浸透性材料を棺の内張に使用する必要はない。

(a) かかる不浸透性材料の使用を認めていない文化又は宗教の慣習に従って、遺体の埋葬に棺が使用される場合、

または、

(b) 棺に納めるときに、100 μm 以上の厚さの不浸透性材料で製造された袋に遺体が完全に封入され、当該袋が、遺体の体液が棺に漏出しないよう、効果的に密封されている場合。

火葬時の燃焼に適さない原料を、火葬前に容易に除去することができる場合、棺の外装にこれを使用することができる。

「第2部—遺体の処分」—「21.火葬前の棺からのネームプレート等の撤去及び処分」

火葬場の関係当局は、以下の物を処分することができる。

(a) 火葬前に、故人の遺体が納められた棺の外装から取り外されたネームプレート、金属又はプラスチック製の付属品。

(b) 火葬の結果、関係当局が所有することになるその他の物。

但し、火葬場の関係当局は、以下に掲げる場合を除き、棺から取り外されたネームプレートを処分してはならない。

(a) 当該火葬の許可を得た者又はかかる者より文書で許可された者が、ネームプレートを請求しなかった場合。

(b) 火葬を執り行った日から14日以上が経過した場合。

火葬場の関係当局は、火葬前に棺から取り外したネームプレートを、本条「(a) 当該火葬の許可を得た者又はかかる者より文書で許可された者が、ネームプレートを請求しなかった場合」に定める者のみに与えることを保証。違反した場合は **2500 ドル以下の罰金**に処す。

罰則については「第2部」における各々の規定において示した。

総じて、違反した場合は1250～10000 ドル以下の罰金に処す旨が定められている。

以 上

イギリスの埋葬法

Burial Rights Reform Bill

本法は、埋葬及び関連事項に関し、召集された今議会における聖職上院議員および下院の助言と承認により、この上なく優れた女王陛下により、その権限にて、以下のとおり制定される。

- (1)本法は、2017年埋葬権改正法と称される。
- (2)本条は、本法が可決された日に施行される。
- (3)他のすべての条項は、行政委任立法により国務長官が指定した日に施行される。
- (4)本法は、イングランド及びウェールズで施行される。

1 本研究で特に注目した内容の概要

本法（イギリスの埋葬法）は、埋葬及び関連事項に関し、個人が遺産管理人又は受益者を拘束する指示を行うことを可能にし、存命中に入手した埋葬スペースの埋葬後の利用に関して定めることを可能にする目的のものであり、故人による生前に表明した意志の権利保護的性格が強い内容となっている。

「①：遺体の管理・保管」については「第2部一遺体の処分」における「1 葬儀及び埋葬に関する指示及び要求の登録申告」にて（1）から（9）までの項目が挙げられているが、事業を行う上での「届出・許可等」を義務づけている法令は確認した限りでは見当たらない

「②：遺体の運搬・移動」について、事業を行う上での「届出・許可等」を義務づけている法令は確認した限りでは見当たらない。なお、直接の言及ではないが「4 遺体を管理し、死亡を登録し、葬儀又は埋葬を組織し又は請け負う者の義務」においては、その「葬儀」「埋葬」の義務を履行するためには当然、遺体の運搬・移動を伴うものであるが、本法令のなかでは具体的なその手段や、基準等についての言及はなされていない。

「③：感染症罹患遺体の規制等」について、本法令のなかでは言及がなされていない。

「④：葬儀施行者（事業者）」について、「3 葬儀及び埋葬の申告の登録」「4 遺体を管理し、死亡を登録し、葬儀又は埋葬を組織し又は請け負う者の義務」が包括的に定められており、これらの者が「葬儀及び埋葬の登録申告の登録を調査する義務を負う。」こととされているが、事業を行う上での「届出・許可等」を義務づけている法令は確認した限りでは見当たらない

「罰則」については、特に明示されていない。

2 関連法令の全体構成（関連法令の目次等）

「1 葬儀及び埋葬に関する指示及び要請の登録申告」「2 墓所に関する登録申告」「3 葬儀及び埋葬の申告の登録」「4 遺体を管理し、死亡を登録し、葬儀又は埋葬を組織し又は請け負う者の義務」「5 「葬

儀代行」の義務」「6 義務違反」「7 規則」「8 解釈」「9 財政上の定め」「10 簡略標題、施行日及び範囲」である。

3 本研究で特に注目した内容

本法（イギリスの埋葬法）は、埋葬及び関連事項に関し、個人が遺産管理人又は受益者を拘束する指示を行うことを可能にし、存命中に入手した埋葬スペースの埋葬後の利用に関して定めることを可能にし、関連する目的のためのものである。

法令では「8」とされている「解釈」が、いわゆる「用語」の定義、本取締規則の範囲・対象について触れているので、ここではまず、「8 解釈」について触れた上で、「1 葬儀及び埋葬に関する指示及び要請の登録申告」「3 葬儀及び埋葬の申告の登録」「4 遺体を管理し、死亡を登録し、葬儀又は埋葬を組織し又は請け負う者の義務」についてまとめる。

「8 解釈」

本法において、

「埋葬」には、火葬された遺体の埋葬を含み、「埋葬権(right of burial)」には「土葬権(right of interment)」を含む。

「埋葬当局」とは、1936年公衆衛生法第6条、若しくは墓地の提供及び維持のための地方自治法に基づいて設置された独立委員会、公共の委員会、合同委員会であるかを問わず、ロンドン自治区、小教区又は地区の地区議会、ロンドン市議会、教区議会を持たない教区の教区会議を意味する。

「指示」とは、行為を行うための指示、若しくは行為又は事件を防止するための指示を意味し、葬儀代理人を拘束する。但し、本法に定めるものを除く。

「墓所」には、墓所となるスペース、埋葬区画、クリプト、地下墓所、カタコンベ、アーチ、れんが墓所、霊廟、納骨堂、その他の埋葬場所を含む。

「墓碑」とは、モニュメント、墓石等を意味し、墓所又は墓所となる空間、若しくは墓碑（その上の恒久的な覆いを含む）を保護し、囲み、印となる壁、縁、レール、若しくは花瓶又は花器、その他のこれに類似するものを含む墓地に設置されたその他の追悼となる物品を含む。

「要求」とは、葬儀代理人を拘束しない見解又は好みの表現を意味する。

「1 葬儀及び埋葬に関する指示及び要求の登録申告」

死後の自己決定について触れた内容である。

具体的には、「(1) 16歳以上の者は、遺言以外で、自己の葬儀及び埋葬の手配に関する指示及び要求を申告することができる。」[(2)、(3) 略]「(4) 申告がイングランド及びウェールズ登録長官に提出され、受理された場合、かかる申告は、葬儀及び埋葬の指示及び要求の登録申告となる（以下「登録申告」とする）。」「(5) 修正済みの申告を提出することで、登録申告を修正し又は差し替えることができ、登録長官がこれを受理して、既に登録された申告と差し替えられる。」「(6) 登録申告は、登録長官に通知を送付することにより、撤回することができる。」「(7) 申告を行う者は、申告において指名された者（以下「葬儀代理人」とする）が、申告における一部又はすべての指示又は要求を実行することを指示

又は要求することができる。」「(8) 申告は、葬儀代理人がその役割を果たすことができない場合、指名された者に代わる代理の葬儀代理人を定めることができる。」とされている。

上記の「申告」に関連して「(9) 国務長官は、以下を定める規則を制定しなければならない。」とした。

- (a) 申告に含むことができる事項と含むことのできない事項を含む宣言の書式及び内容。
- (b) いずれの事項が指示に含まれ、いずれの事項が要求に含まれるか。
- (c) 申告が真正であることを証明する方法及び取り決め。
- (d) 電子的方法を含むイングランド及びウェールズ登録長官に申告を提出する方法。
- (e) 登録申告の修正及び差し替えのための取り決め。
- (f) 登録申告の撤回のための取り決め。
- (g) 申告の提出及び修正、差し替え、撤回のための手数料。
- (h) 申告の提出を受理する前に、イングランド及びウェールズ登録長官が適用する基準及び取り決める。

「3 葬儀及び埋葬の申告の登録」

- (1) イングランド及びウェールズ登録長官は、以下の義務を負う。
 - (a) イングランドの登録申告の登録を管理する。
 - (b) 登録を一般に閲覧可能とする。
 - (c) 以下に関する案内を公表する⇒
 - (i) 申請を行うことについて
 - (ii) 登録の作用について
 - (iii) 登録を調査し、登録申告に関する対策を講じる者の第4条における義務について
- (2) 国務長官は、規則により、
 - (a) 登録長官が本条(1)の義務を果たすために執り行う義務を定めることができる。
 - (b) 登録申告のすべて又は一部の閲覧を制限することができる。

「4 遺体を管理し、死亡を登録し、葬儀又は埋葬を組織し又は請け負う者の義務」

- (1) 以下の者は、葬儀及び埋葬の登録申告の登録を調査する義務を負う。
 - (a) 遺体を管理する者
 - (b) 死亡を登録する者
 - (c) 遺言執行人又は遺産代理人、管財人を含む、故人の遺言又は遺産を取り扱う責任を負う者
 - (d) 故人の葬儀及び埋葬を手配し、支払いをしようとする者
 - (e) 葬儀又は埋葬を行う葬儀請負人又は葬儀業者
 - (f) 以下の場合、現地当局。
 - (i) 合法的に遺体を管理する者がいない場合
 - (ii) 合法的に管理する者に、葬儀及び埋葬の費用を支払う資金がない場合、若しくはかかる者が遺体について、合法的なことを一切行わない、又は遺体を遺棄した場合
 - (g) 故人が提出した登録申告のため、規則において国務長官が定めるその他の者

- (2)本条(1)の要件を満たすためには、調査担当者が、故人が提出した登録申告が存在することを明らかにし、かかる申告に他の者が実行の責任を負うとする要件及び要求が含まれていた場合、調査担当者は申告について他の者に通知するため、合理的な措置を講じる義務を負う。
- (3)本条(1)の要件を満たすために調査に当たった者が、登録申告を発見しなかった場合、担当者は、故人の遺言の在処を特定するのに許容された時間内に、遺言の中に埋葬と葬儀の手配に関し、故人による指示及び要求が含まれているか否かを明らかにするため、合理的な取り調べを実施する義務を負う。
- (4)故人が、 (a)登録申告を提出していた場合で、
(b)埋葬及び葬儀の手配に関する指示及び要求を含む遺言又は遺言補足書を作成していた場合、最新の署名のある文書の指示及び要求に従うものとする。

以 上

1 本研究で特に注目した内容の概要

冒頭で述べた通り、本研究で注目している「**遺体の管理・保管**」「**遺体の運搬・移動**」「**感染症罹患遺体の規制等**」「**葬儀施行者（事業者）**」へ言及されている法令、規制、ルール。そして、それらへの「**罰則（の有無）**」は以下の通り。

「①：**遺体の管理・保管**」については「**第2章 葬儀の一般的な規則**」における「**§ 3. 期間**」として「**第16条 埋葬または火葬は、死後 36 時間以内、遅くとも死後 6 営業日以内に行われる。（罰則-第 80 条 次の者は、3 か月以下の拘留または第 3 類の罰金に処する。）**」という形で遺体の「保管期間」を定めているが、事業を行う上での「届出・許可等」を義務づけている法令は確認した限りでは見当たらない。なお、遺体の同一性（取違えの防止）にかかわる第一義的責任者は墓地、火葬場の「所有者」に求めている。

「②：**遺体の運搬・移動**」については事業を行う上での「届出・許可等」を義務づけている法令は確認した限りでは見当たらない。医師の死亡診断書、検案書については詳しく言及されており、その書面が移動の際の確認すべき要諦とされている。

「③：**感染症罹患遺体の規制等**」については「**第2章 葬儀の一般的な規則**」における「**§ 5. 公的ケア**」として、「**第 22 a 条-1 市長は、死体が感染性若しくは有毒な病原体又は感染性若しくは有毒な物質に汚染され、又はその疑いが十分にあり、公衆の健康に重大な危険を及ぼすおそれがあるときは、市長の助言を受けて、公衆衛生法第 17 条で言及されている市町村保健サービスは、この危険を回避するための措置を講じている。**」と定めている。

「④：**葬儀施行者（事業者）**」については「**第2章 § 4. 葬儀サービスの提供**」における「**第 18 条-1 葬儀は、第 11 条の休暇を申請した者、またはその者に代ったと合理的に認められる者によって提供される。葬儀は、合理的に要求できない場合を除き、故人の希望または推定される希望に従って行われる。**」と定めているが、事業を行う上での「届出・許可等」を義務づけている法令は確認した限りでは見当たらない。

この 11 条とは「**第2章 § 2. 埋葬または火葬のための書類**」における「**第 11 条 死体の埋葬または火葬は、無料で発行される出生、婚姻および死亡の登録官からの書面による許可なしには行われぬ。この書類の様式は、内務大臣および王国関係大臣によって決定される**」を指す。（**罰則-第 80 条 次の者は、3 か月以下の拘留または第 3 類の罰金に処する。**）

「**罰 則**」については「**第7章 刑法規定**」で包括的に言及している。具体的な罪科としては、拘留または罰金が定められている。

2 関連法令の全体構成（関連法令の目次等）

「第1章 総則」 「目的」 や「定義」 について規定している。

「第2章 葬儀の一般的な規則」

「§ 1. 解剖と身元確認」 (第3条から第10条)。

「§ 2. 埋葬または火葬のための書類」 (第11条から第15条)。

「§ 3. 期間」 (第16条から第17条)。

「§ 4. 葬儀サービスの提供」 (第18条のから第19条)。

「§ 5. 公的ケア」 (第20条から第22条)。

「第3章 埋葬」 (墓地にかかわる規程)

「§ 1. 一般規定」「§ 2. 市営墓地」「§ 3. 特別墓地」「§ 4. 墓地の閉鎖と閉鎖」について定められている。ちなみに、「§ 3. 特別墓地」とは、「第37条 特別墓地は、宗派または私法に基づく法人または自然人によってのみ設立および維持することができる」とあり、これは我が国で言う、「個人墓地」「集落(共同・共有)墓地のことである。

「第4章 火葬」 (火葬にかかわる規程)

「セクション 1. 総則」「セクション 2. 火葬場」「セクション 3. 遺灰の保管、送付先および保管」
「§ 1. 一般」「§ 2. シャフトスリーブ(薬品や石油等の液体移送用ポンプに組み込まれる重要部品)の再取り付け」「§ 3. 灰をまき散らす(散骨)」

「第5章 葬儀の特殊な方法」第60条～第70条。いわゆる「死体解剖保存法」に該当するものである。

「第6章 例外規定」第71条～第79条。臓器移植に関連する規程、犯罪等に伴う死体検案等についてまとめられている。

「第7章 刑法規定」

「第8章 経過規定および最終規定」「§ 1. 経過規定」罰則、及び法運用の制定経過。となる。

3 本研究で特に注目した内容の具体的整理

「第1章 総則」 「目的」 や「定義」 について。

第2条では「1 この法律およびそれに基づく規定では、次の定義が適用される。」として、「a. 死体: 故人または死産の遺体。」 「b. 死産: 妊娠期間が少なくとも 24 週経過した後の死産児。」とされている。

また、「2 この法律は、在胎週数が 24 週未満に生まれた胎児には適用されない」として「a. 生命を失って生まれた」、または「b. 生後 24 時間以内に死亡。」としている。墓理法第2, 3条に準じる。

「第2章 葬儀の一般的な規則」

「§ 1. 解剖と身元確認」

検死の対象、行う者(検視官)の適格性(条件)、方法等について第3条から第10条にかけて述べられている。

第3条から第5条の記述は、法医名簿に法医として登録されている医師のなかから任命された市

検死官による部検（解剖）は、死後できるだけ早く行われることが定められている。

但し、第6条では検死対象となる遺体の縁故者である場合には、検死官としての適格性はないこと。第7条では一般的な「死亡診断書」で対応出来る範囲と、検死官が対応すべき範囲について定め、第8条から第10条では死体検案書、死亡診断書の書式についてなどが定めている。

これらに関する罰則は「1か月以下の拘留または第2類の罰金に処する」とある（第81条）。

「§ 2. 埋葬または火葬のための書類」

第11条から第15条で、死亡診断書（死体検案書）の取り扱い方などについて述べている。

第11条では死亡診断書（死体検案書）に対し、行政がこれを受理し、認めた上でないと死体の埋葬、火葬の許可がなされないこと。第12条は「死亡診断書（死体検案書）」の代わりに「主治医からの陳述書が提出されることを条件として、埋葬または火葬することができる」としている。第13条～第15条にかけて、「提出された書類（死亡診断書 [死体検案書]）は、埋葬または火葬の場所の登録官によって保管される」として、行政庁において許可に際して提出された書類の保管、統計化することなどについて、まとめられている。

これらに関する罰則は「3か月以下の拘留または第3類の罰金に処する。」とある（第80条）。

「§ 3. 期間」

第16条は「死後36時間以内、遅くとも死後6営業日以内に、埋葬または火葬が行われる」ということが定められている。

第17条では「1」として、「医師の診察の上、遺体の所在する市区町村長が埋葬または火葬の期間を定めることができる。しかし、検察官との合意がない限り、医師は死後36時間以内の埋葬または火葬を許可」しないこと。「2」として、「市長の決定は、24時間以内に州の第三者委員会に上訴することができ、第三者委員会は直ちに埋葬または火葬の許可の可否について決定する」ということが述べられている。

これらに関する罰則は「3か月以下の拘留または第3類の罰金に処する。」とある（第80条）。

「§ 4. 葬儀サービスの提供」

第18条では「1」として、葬儀は、法医として登録されている医師のなかから、検死官として任命された者、またはその者に代った者によって提供されるとされ、葬儀は、合理的に要求できない場合を除き、故人の希望または推定される希望に従って行われる。「2」として、この段落の目的（故人の希望または推定される希望に従った葬儀の施行）のための、「葬儀」というのは、火葬された死体の灰の取扱いについてまでも含むことを意味する。

第19条では「1」として、成人、または16歳に達した者は、公証人による証書または書面による日付と署名のある自筆の宣誓書による遺言書を作成する能力がない場合でも、死後に意思決定を行うことができる。「2」として、一般的な用語で述べられた最後の遺言と遺言の取り消しは、以前に表明された希望の取り消しを意味するものではないと見なされる。

「§ 5. 公的ケア」

第20条では、「法に基づいて検死又は埋葬の措置を講じない者がいる場合、死体を保管する者は、遅くとも死後3日目までに市長に通知しなければならない。」として、第21条では、「法に基づく

検死・埋葬を行う者がいない場合」や、身元不明の場合などについて規定している。具体的には、検死又は埋葬の措置について「1 法に基づく検死・埋葬を行う者がいない場合は、市長が処理する。」「2 死体が家屋にある場合、市長又は警察官は、居住者の許可がなくとも、その家屋に立ち入ることができる。」「3 死体の身元を特定できない場合における、その行方不明者の特定および追跡について」「4 必要に応じて、医師または医師の責任の下で身体を検査を実施したり、認定警察官が歯科記録を作成したり、身体部位の撮影することが出来る」「5 ここでいう「3」および「4」は、検察官が既に行われたことを認識している場合には適用されない」「6 「3」でいう死体とは、埋葬されている場合も含む」ことを規定している。

第 22 条では次のとおり海外からの遺体や、感染症死亡者について述べられている。

第 22 条「市長は、死体が感染性若しくは有毒な病原体又は感染性若しくは有毒な物質に汚染され、又はその疑いが十分にあり、公衆の健康に重大な危険を及ぼすおそれがあるときは、市長の助言を受けて、公衆衛生法で言及されている市町村保健サービスは、この危険を回避するための措置を講じている」

「第 7 章 刑法規定」罰則に関しては各々の規定に示したとおり、「第 80 条 3 か月以下の拘留または罰金に処する。」または「第 81 条 次の者は、1 か月以下の拘留または罰金に処する。」が適用対象となる。

以 上

アメリカ合衆国一オハイオ州の葬儀法

Chapter 4717: EMBALMERS, FUNERAL DIRECTORS, CREMATORIES

1 本研究で特に注目した内容の概要

「①：遺体の管理・保管」について、葬儀事業者、エンバーマーは、免許の取得に当たり、下記の要件を満たすことが求められている。

[管理ルール] (要 旨) (1) 申請者は 18 歳以上であり、道徳的性格が良好である。(2) 申請者が有罪を認めた場合、裁判官または陪審員により有罪とされた場合(は、除く)。(3) 申請者は、学位を授与する権限を与えられた大学から少なくとも学士号を取得していること。(4) 申請者は、所定のコースで少なくとも 12 か月の指導を十分に完了していること。(5) 申請者は、エンバーマーの見習いを開始する前に理事会に登録している。(6) 申請者は、この州の住民。少なくとも 25 人の死体の防腐処理の補助の経験を積んでいること。(7) 申請者は、規定されている教育基準を満たしている場合。理事会が要求する防腐剤の取扱いに関する免許を取得していること。

また、葬儀場は下記の要件を満たすことが求められている。

[葬儀場または防腐処理の認可申請] (要 旨) (A) (1) 葬儀場を運営するための免許を取得したい、免許を持った葬儀事業者、免許を持ったエンバーマーが在籍すること。防腐処理施設を運営するための免許を取得したい人、防腐剤および葬儀の理事会に適用されるものとする。取締役会が規定する形式の申請書。審査については、防腐処理施設の下で理事会によって採択された規則に準拠することとする。理事会によって採用された規則、および他のすべての連邦政府、および施設の安全性に関する地域の要件を満たさなくてはならない。(2) 免許申請に関連する葬儀場、防腐処理施設、または火葬施設が法人または有限責任会社が所有する申請書には、任命された法人または有限責任会社の法定代理人または外国法人の場合、法人の指定代理人。葬儀場、防腐処理施設の場合には、関係する申請書は各々の名前と住所が含まれる。(B) (2) 葬儀場は、敷地内に次のいずれかを備えているものとする。(a) 葬儀場で防腐処理が行われる場合、適切に設備が整った防腐処理室として維持される。防腐処理室は清潔で衛生的な方法で保管し、防腐処理にのみ使用するものとする。準備、または死体の保持。防腐処理室には、物品、設備、およびそれらの目的に必要な機器。(b) 葬儀場で防腐処理が行われない場合は、十分な設備が整った保管室と維持される。保管室は清潔で衛生的な方法で保管し、準備のためにのみ使用するものとする。防腐処理、および死んだ人体の保持以外。保管室には、物品とそれらの目的に必要な設備。(3) 各葬儀場は、この章に基づき認可された葬儀事業者が監督。場合により複数の葬儀場を監督。

「②：遺体の運搬・移動」については特に定められてはいない。

「③：感染症罹患遺体の規制等」については、「[免除] (要 旨) (A) 以下の者は、この章の規定から免除される。(1) 規則または保健省もしくは保健委員会の命令により、死亡した人の遺体、特に病原性の伝染病が死因の遺体の処置にあたる、保健省もしくは保健委員会の役員または職員」と述べられているのが感染症にかかわるオハイオ州法の規程となる。

「④：葬儀施行者（事業者）」については、「[管理ルール]（要旨）行政への手続き、事業の取引、および理事会の業務の管理のための葬儀事業者とエンバーマーは、これらの規則には、以下のすべてが含まれるものとする。」と定められている。

「罰則」については事業者が適切に事業を行うように事業者における不正に対しては、[懲戒処分]（要旨）として、その適用を指し示している。

2 関連法令の全体構成（関連法令の目次等）

全体構成の概要（要旨）は以下の通り。11 のカテゴライズ化されている。

[定義]（要旨）。	[(葬儀事業者における) 理事会・取締役会の組織]（要旨）。	
[管理ルール]（要旨）。	[葬儀場または防腐処理の認可申請]（要旨）。	
[ライセンス申請者]（要旨）。	[継続教育] [要旨]。	
[施設の所有権または場所の変更]（要旨）。	[免除]（要旨）。	
[禁止されている行為]（要旨）。	[懲戒処分]（要旨）	となる。

これらは概ね、葬儀に関わる事業者、団体に対する規制内容となっている。

具体的には理事会・組織の在り方。職員の資質向上を目的とした研修。施設（環境・衛生的な基準ではなく）経済的な運用・所有にかかわる規制について。葬儀業・エンバーマーのサービス提供者としての振る舞い。取り扱う商品について。というような点、つまりは「葬儀事業の規制。葬儀業における適正な、必要な事務。仕事の規範」についての「規制」となっている。

3 本研究で特に注目した内容の具体的整理

[定義]（要旨）

- (A) 「防腐処理（エンバーミング）」とは、死んだ人体を化学的に処理するプロセスを意味する。
- (B) 「葬儀事業」とは、営利目的で、または認可された1つ以上の葬儀場から葬儀を行う事業者による事業になる。個人事業主、パートナーシップ、法人、有限責任会社、またはその他によっておこなわれる事業を意味する。
- (C) 「葬儀事業社」とは、葬儀を1つまたは認可されたより多くの葬儀場の経営、葬儀サービスの手配または販売、記入または葬儀契約の締結、死体を埋葬する準備をする事業または職業。防腐処理以外の手段、死んだ人体の処分、場所の提供または維持。死んだ人体の準備、世話、または処分、用語のビジネスに関連した使用。
- (D) 「葬儀場」とは、死体の世話、埋葬の準備、または処分のための固定された場所を意味する。または葬式の実施。各事業所は、共有または所有権に関係なく、葬儀場である。
- (E) 「エンバーマー」もしくは「防腐処理業者」とは、全体的または部分的に防腐処理に従事し、これに

基づいて免許を取得している人を意味する。

(F)「葬儀屋」とは、葬儀の指揮に全体的または部分的に従事し、免許を取得している人を意味する。

(G)「最終処分」⇒「J」参照。

(H)「監督」とは、葬儀の指揮または防腐処理の事業のすべての段階の運営を意味する。

(I)「直接監督」とは、認可された葬儀屋または認可された防腐剤が物理的に存在することを意味する。
葬儀や防腐処理の特定の機能が実行されている。

(J)「防腐処理施設」とは、葬儀場とは別の、この下で認可された固定された場所を意味する。その唯一の機能が死んだ人体の防腐処理と準備となる。

[(K) から (S) ⇒ 火葬場関連事項 のため略]

(T)「葬儀契約」とは、書面による合意、契約、または販売またはその他の方法による一連のこと。

(U)「購入者」とは、必要な葬儀契約を購入して資金を提供した個人を意味する。または、契約の受益者ではない場合がある。

(V)「契約受益者」とは、葬儀用品および葬儀サービスが提供される個人を意味する。必要な葬儀契約に従う。

(W)「売り手」とは、購入者と葬儀の前契約を結び、葬儀用品、葬儀サービス、またはその両方。

(X)「重罪」とは、この州、その他の州、または連邦法で重罪として分類される犯罪行為を意味する。

[(葬儀事業者における) 理事会・取締役会の組織] (要旨)

取締役会の組織—理事会の開催は過半数の同意が必要。理事会の議題としては、事業計画。会長および幹事及び会計の報告 など。理事会は、取締役会のメンバーではない個人を取締役会の常務取締役として任命することが出来る。

[管理ルール] (要旨)

行政への手続き、事業の取引、および理事会の業務の管理のための葬儀事業者とエンバーマーは、これらの規則には、以下のすべてが含まれるものとする。

- (1) 記入しなければならない申請書の性質、範囲、内容、形式、および葬儀事業者の免許またはエンバーマーの免許を取得する必要がある。
 - (a) 葬儀事業者の免許審査試験少なくとも包括的な知識による申請者の知識。
 - (b) 葬儀事業者免許審査は、包括的な法令の知識、オハイオ州の州法、および衛生法規に拠る。
- (2) ライセンスを取得するために必要な最小ライセンス審査スコアを獲得していること。
- (3) 葬儀事業者およびエンバーマーの免許試験の日付を決定するための手順について。少なくとも年に1回、各検査の時間と場所、および監督を実施する。
- (4) 理事会が申請者の免許の遵守を受け入れるかどうかを決定するための手順について。申請者にライセンスを付与する理由としての登録、または別の州の認証要件。
- (5) 全国的に認められた葬儀業者またはエンバーマーであるかどうかの決定 ⇒ 試験は、いずれかの防腐剤の包括的なセクションのライセンス要件を十分に満たしているか否かについてが問われる。
- (6) 認可された葬儀事業者およびエンバーマーに対する継続した教育制度 ⇔ 要件。

- (7) 葬儀場の認可と運営に関する要件。
- (8) 防腐処理施設の認可と運用に関する要件。
- (9) 指定するスケジュールの設定。
- (10) 火葬施設の認可および運営に関する要件。
- (11) 理事会が未請求の火葬を所有し、合法的な処分を手配するための手続き。閉鎖された葬儀場または火葬場に保管または保管された遺骨。
- (12) 重複ライセンスの発行手順。
- (13) 申請者の前科チェック。
- (14) 理事会が要求する是正措置コースの量と内容について。

葬儀事業者、エンバーマーとしての免許を希望する人は、防腐剤および葬儀の理事会に申請するものとする。申請者は、次のすべての要件を満たしている。

- (1) 申請者は 18 歳以上であり、道徳的性格が良好である。
- (2) 申請者が有罪を認めた場合、裁判官または陪審員により有罪とされた場合（は、除く）。
- (3) 申請者は、学位を授与する権限を与えられた大学から少なくとも学士号を取得していること。
- (4) 申請者は、所定のコースで少なくとも 12 か月の指導を十分に完了していること。
- (5) 申請者は、エンバーマーの見習いを開始する前に理事会に登録している。
- (6) 申請者は、この州の住民。少なくとも 25 人の死体の防腐処理の補助の経験を積んでいること。
- (7) 申請者は、規定されている教育基準を満たしている場合。理事会が要求する防腐剤の取扱いに関する免許を取得していること。

葬儀事業者またはエンバーマーは、各々の免許を表示しなくてはならない。仮に葬儀事業者またはエンバーマーが理事会と良好な関係でも、該当する継続教育は必須要件として例外としてはならない。これに葬儀事業者またはエンバーマーの免許が必要な活動に参加することは禁ずる。葬儀事業者またはエンバーマーは、以下の条件をすべての完了時に免許取得・有資格者に戻る申請することができる。

- (1) 葬儀屋またはエンバーマーは、アクティブなステータスを求める理事会によって規定されたフォームを理事会に提出する。取締役会が要求する可能性のあるその他の情報を提供する。
- (2) 葬儀屋またはエンバーマーは、各免許のオハイオ州法試験に合格する。
- (3) 葬儀屋またはエンバーマーは、再活性化料金を理事会に支払う。

[葬儀場または防腐処理の認可申請] (要 旨)

(A)

- (1) 葬儀場を運営するための免許を取得したい、免許を持った葬儀事業者、免許を持ったエンバーマーが在籍すること。防腐処理施設を運営するための免許を取得したい人、防腐剤および葬儀の理事会に適用されるものとする。

取締役会が規定する形式の申請書。審査については、防腐処理施設の下で理事会によって採択された規則に準拠することとする。理事会によって採用された規則、および他のすべての連邦政府、および施設の安全性に関する地域の要件を満たさなくてはならない。

(2) 免許申請に関連する葬儀場、防腐処理施設、または火葬施設が法人または有限責任会社が所有する申請書には、任命された法人または有限責任会社の法定代理人または外国法人の場合、法人の指定代理人。葬儀場、防腐処理施設の場合には、関係する申請書は各々の名前と住所が含まれる。

(B)

(1) 防腐処理業者および葬儀事業社の理事会は、葬儀場を運営するための免許を取得する。最終的には葬儀事業社として指名された、認可された葬儀事業者、葬儀場の責任者。理事会は、葬儀場の住所に対してのみ免許を発行するものとする。

葬儀場で雇用されている者は、葬儀場内の目立つ場所に示すものとする。葬儀場免許が交付された葬儀事業社を目立つように表示する（一般の人が利用する葬儀場の正面玄関のすぐ外側または内側）。

(2) 葬儀場は、敷地内に次のいずれかを備えているものとする。

(a) 葬儀場で防腐処理が行われる場合、適切に設備が整った防腐処理室として維持される。防腐処理室は清潔で衛生的な方法で保管し、防腐処理にのみ使用するものとする。

(b) 葬儀場で防腐処理が行われない場合は、十分な設備が整った保管室と維持される。保管室は清潔で衛生的な方法で保管し、準備のためにのみ使用するものとする。

(3) 各葬儀場は、この章に基づき認可された葬儀事業者が監督。場合により複数の葬儀場を監督。

(C)

(1) 理事会は、実際に防腐処理施設に認可された防腐処理業者にのみ防腐処理施設を運営する認可を発行する。防腐処理施設の責任と最終的な責任を負う。ライセンスは、施設内の目立つ場所。防腐処理施設のエンバーマーの名前。発行されたライセンスは、防腐処理施設の主要な入り口の外側または内側に目立つよう表示が求められる。

(2) 防腐処理施設は、衛生的な方法で適切に装備および維持されなければならない。防腐処理をするような施設の部屋には、その定められた目的に必要な物品、施設、および器具のみを収容する。防腐処理室は清潔で衛生的な状態に保たれ、その手入れと準備のために使用されなければならない。

【ライセンス申請者】（要旨）

(A) 「ライセンス」および「初期ライセンスの申請者」は、セクションと同じ意味を持つ。

(B) 葬儀事業者の役員は、葬儀者、エンバーマーとしての免許の申請は業務基準に準拠しない限り、初期（仮）免許、免許を申請者に付与してはならない。

【継続教育】〔要旨〕

(A) 一定期間毎に、認可されたエンバーマーと葬儀者は1日から2日の間に教育プログラムに出席しなければならない。ライセンス更新の条件としての教育プログラム。この継続教育要件の管理と施行を管理する規則を採用する。理事会は、専門家組織、協会、またはその他の第三者と契約して、理事会を支援する場合も認められる。

(B) エンバーマーの免許と葬儀事業者の免許の両方を持っている人は、継続を満たす必要がある。

(C) 改訂に基づいて発行された認可を保持している人は、更新の条件として、予め指定されている継続教育の要件を満たしている認可証に代えることが出来る。

(D) 理事会は、継続教育の要件を満たさない資格取得のライセンスを更新してはならない。

- (E) 不当な理由により、この継続教育要件を満たさない場合、困難または障害、または葬儀の指示または防腐処理の実践に積極的に従事していない人。州は、免除を理事会に申請することができる。

[施設の所有権または場所の変更] (要 旨)

(A)

- (1) 葬儀場の運営を認可された者は、次のいずれかについて、変更がなされた後は、30日以内に遺体は一旦、自宅に戻す。
- (a) 葬儀場の場所。
 - (b) 葬儀場を実際に担当し、最終的に責任を負う人。
 - (c) 葬儀場を所有する葬儀場事業の所有権。単独でまたは他の人と組み合わせて行った1人または複数の人によって行われている葬儀事業の所有権。所有権が変更される直前に葬儀事業の過半数を所有していない。
- (2) このセクションの区分(A)(1)の記載事項について、変更後30日以内に、更新の申請後、実際に責任を負い、最終的に葬儀場の責任を負う。葬儀場の免許。免許を持った葬儀事業者が葬儀場免許を申請すると、葬儀場は、理事会が葬儀場の申請を拒否するまで運営を続けられる。

(B)

- (1) 防腐処理施設の運営を認可された者は、次のいずれかの変更がなされた後は、30日以内に、更新の申請後、実際に責任を負い、最終的に防腐処理施設の責任を負う。
- (a) 防腐処理施設の場所。
 - (b) 防腐処理施設を実際に担当し、最終的に責任を負う人。
 - (c) 所有権の過半数を有する防腐処理施設を所有する事業体。単独でまたは他の人と組合せて所有していない1人または複数の人が所有している事業体の所有権の変更直前の事業体の大部分。
- (2) 本条(B)(1)の記載の変更が生じてから30日以内に、変更後の防腐処理施設を担当し、最終的に責任を負うものは、新しいものを申請するものとする。防腐処理施設を運営するための免許。防腐処理を行うための免許の申請時に認可された防腐剤による施設の場合、防腐処理施設は、理事会の防腐処理施設のアプリケーションとなる。

[免 除] (要 旨)

(A) 以下の者は、この章の規定から免除される。

- (1) 規則または保健省もしくは保健委員会の命令により、死亡した人の遺体、特に病原性の伝染病が死因の遺体の処置にあたる、保健省または保健委員会の役員または職員
- (2) 医師会の役員、従業員、または資格のある医師（いずれかが代理で行動している場合）。
- (3) 遺体の引き受け手がいない場合、解剖学的研究の対象とされている遺体を取扱う者
- (4) 葬儀事業社または葬儀事業社に所属している葬儀事業者またはエンバーマーとして別の州で免許を取得している人、または公の機関によって宣言された状態での災害または緊急時。

(B) この章は、次のいずれかを妨げたり妨害したりするものではない。

- (1) 儀式、慣習、宗教的権利、またはあらゆる人々、宗派、または宗派の宗教。

- (2) 宗教的な宗派または宗派、あるいは宗派のメンバーで構成される団体。
- (3) 死体を埋葬する準備をする教会またはシナゴーク委員会。
- (4) 儀式または権利に基づく葬儀の実施および死体の埋葬

ただし、死因が特定の伝染病による場合を除く病気の場合、管轄権を有する保健省または保健委員会の規則は、申し込み。

[禁止されている行為] (要 旨)

(A) 次のことを行ってはならない。

- (1) 葬儀事業者としての免許を持たず、葬儀の指揮をとる事業または職業に従事すること。
- (2) エンバーマーとして認可されていない限り、防腐処理に従事し、採用された規則に準拠した見習いエンバーマーであり、認可されたエンバーマーの監督、または死体科学の大学の学生である理事会によって承認、理事会によって認可されたエンバーマー直接の監督下にあること。
- (3) その人（たとえば「有名人」など）が葬儀事業社を提供しているという印象を広告またはその他の方法で提供または伝達すること。その人が葬儀事業者として認可されているか、あるいは雇用されている場合を除き、認可された葬儀場と契約し、ある方法でその葬儀場の葬儀指示サービスを実行すること。広告、提供サービス内容は一致してはならない。
- (4) その人が防腐処理サービスを提供しているという印象を宣伝または提供または伝達を申し出ること。その人が認可された防腐剤を使用しており、認可された葬儀場または認可された防腐処理施設であり、葬儀場または広告、提供サービス内容は一致してはならない。
- (5) 理事会による「葬儀場を運営する認可」なしに葬儀場を運営してはならない。
- (6) 葬儀場以外の場所からの葬儀事業者の業務または職業を實踐しなくてはならない。
- (7) 人が認可されている葬儀場または防腐処理施設以外の場所から防腐処理を練習してはならない。

(B) 葬儀場を所有する葬儀事業の閉鎖または所有権の変更後 30 日以内に、閉鎖または変更時に、認可証に変更の経緯について明確に列挙すること。

(C)

- (1) 閉鎖された葬儀場の葬儀場免許を所持している者は、過失により送金を怠ってはならない
- (2) 葬儀場の閉鎖から 30 日以内に、葬儀場の免許を保持者がいない、あるいは閉鎖された葬儀場の運用を前提とした、すべての必要な契約を譲渡してはならない。

事前契約の義務を引き受けるように指定されているもの。葬式をする者が居る場合、後継の葬儀場または葬儀場が必要な葬儀契約の義務を引き受ける場合、理事会はそのような指定を行い、指定された葬儀場または葬儀場への必要な葬儀契約の譲渡をしなくてはならない。

[懲 戒 処 分] (要 旨)

(A) 防腐処理業者および葬儀事業者の理事会は、次のいずれかに該当する場合、認可または更新を拒否するか、または一時停止または取り消すことが出来る。この章に基づいて発行されたライセンスまたは認可証、またはライセンスまたは認可証の所有者が是正措置を取ることを要求する場合がある。

- (1) ライセンスまたは認可証の所有者は、詐欺または不実表示のいずれかによってライセンスま

たは認可証を取得。または試験に合格した場合。

- (2) 申請者、ライセンシー、または認可証保有者が、重罪またはその他の罪で有罪判決を受けた場合、または有罪を認めた。道徳的混乱を伴う犯罪。
- (3) 申請者、ライセンシー、または認可証保有者が、本規程の条項に故意に違反。または、これらのセクションのいずれかで採用されたルールに違反した場合には、保健省または保健地区の保健委員会の規則または命令。死んだ人体の処分を管理する。または他のルールや順序や申請者またはライセンシーに適用される。
- (4) 申請者、ライセンシー、または認可証保有者が不道徳または非専門的な行為を行った。
- (5) 申請者、ライセンシーは、無免許の者を故意に認可した。
- (6) 申請者、ライセンシー、または認可証保有者は、習慣的に飲酒、または薬物の依存、またはその他の習慣がある者。
- (7) 申請者、ライセンシー、または認可証保有者が、死亡した人体の監護権を迅速に提出することを拒否した。または火葬された遺体は、遺体または火葬された遺体に法的に権利を与えられた人の明示的な命令に基づいている。
- (8) ライセンシーまたは認可証保有者が他者に、その資格を貸与した場合。あるいは、他人のライセンスまたは認可証を借用または使用、または故意に不適切なライセンスまたは認可の付与を支援または支援した。
- (9) 申請者、ライセンシー、または認可証の所有者が、虚偽または欺瞞的な広告を使用して一般大衆を誤解させた場合。「偽と欺瞞的な広告」には、次のいずれかが含まれる。
 - (a) 一般の人々を以下のような場合、葬儀事業者、従業員に従事していると信じている。
 - (b) 葬儀場が認可されている名前以外の任意の名前を葬儀場を使用すること。
 - (c) 葬儀場の名前に、直接、積極的、または現在ではない個人の名前を使用する。そのような名前が以前にそして継続的に葬儀によって使用されていない限り、葬儀場に関連付けられている。

(B)

- (1) 防腐処理業者および葬儀事業者の理事会は、付与または更新を拒否するか、本規則に則って、従ってのみライセンスまたは認可される。
- (D) 防腐処理業者および葬儀事業者の理事会が葬儀事業者の免許または葬儀事業社の免許を一時停止または取り消す場合。葬儀場を運営するため、理事会は異議を申立てることが出来る。
- (E) 治療の適格性について司法上の認定を受けた、または有罪を認めた者は、別の管轄区域では、個人に対する適格性の認定を改めて受けなくてはならない。
- (F) 本条の運用により、または本条の運用により、免許または認可が一時停止または取り消された場合、施設、または火葬施設は、理事会はその人の免許または認可を回復するまで、防腐処理、葬儀、火葬、葬儀場を運営し、防腐処理を行ってはならない。

以 上

1 本研究で特に注目した内容の概要

「①：遺体の管理・保管遺体の管理・保管」については、事業を行う上での「届出・許可等」を義務づけている法令は確認した限りでは見当たらない。なお、葬儀施設の設置及び管理については、「第2章 葬儀施設の設置 及び 管理」において「第6条 葬儀施設の設置、拡充、増築及び改築は、許可を得るための書類。かかる書類は、直轄市、縣（市）主管機関で処理、中央主管機関に報告される」として、以下、設置基準等を示し規制下においている。特に「第13条」では「斎場（葬儀場）には、次の設備が含まれていなければならない。」として、「(i)冷凍室」「(ii)遺体処理施設」「(iii)解剖室」「(iv)消毒設備」「(v)廃水（汚水）処理施設」「(vi)遺体安置室」などが明示されているが、各々の「室」ないし「施設」の具体的基準については、ここでは述べられてはいない。

「②：遺体の運搬・移動」については、特に定められてはいない。

「③：感染症罹患遺体の規制等」については、「第2章 葬儀施設の設置 及び 管理」における設置基準等で間接的ながら規制下においているともいえる。特に「第13条」では「斎場（葬儀場）には、「(x)公衆衛生設備」「(xiv)法律に基づき設置しなければならないその他の設備」が挙げられているので、この適用をもって対応する。

「④：葬儀施行者（事業者）」については、「第4章 殯葬管理及び相談」の第42条で、「葬儀屋は、直轄市、縣（市）主管機関に、法律に基づき会社もしくは事業を登記し、殯葬業協会に加盟する事業者許可を申請して初めて営業を開始するものとする。」とされており、「許可の法域外で直轄市、縣（市）の施設を経営する葬儀屋」については、「所在する直轄市、縣（市）主管機関に参考までに元々の事業運営許可を添えて報告した後に、営業を開始する」とされ、「営業許可を有する事業者は、直轄市、縣（市）の地元殯葬業協会の加盟後初めて営業を開始しなければならない。」とされている。

「罰則」については「第6章：罰則」（第73条から第99条）において包括的に言及している。特に上記6条にかかわるものは「第73条 許可なしに葬儀施設を設置、拡充、追加または変更した、許可条件に従わずに上記いずれかの行為を行った（略）殯葬業者は、300,000台湾ドル以上1,500,000台湾ドル以内の罰金刑が科され、決められた期限内の改善もしくは追加手続きが完了するよう命じられるものとする。当該期限前に改善もしくは追加手続きを完了しない者は、再度罰金が科されるものとする。重大な違反に関わった者または規則遵守を拒むものは、墓地及び遺灰（遺骸）貯蔵施設の開発、工事、運営もしくは販売の停止を命じられるかまたは工事を解くかもしくは現状回復を強いられる。」

第42条にかかわるものは「第84条 第42条第1項から第5項の規定に違反した殯葬業者は、60,000台湾ドル以上300,000台湾ドル以内の罰金刑が科されるものとし、営業活動の停止命令が併科される。その命令に従わず営業を継続する者は、再度罰金刑が科されるものとする。が適用される。」とある。

2 関連法令の全体構成（関連法令の目次等）

「第1章：総則」（第1条から第3条）⇒「目的」「定義」「所管部署・行政機関」について。

「第2章：葬儀施設の設置及び管理」（第4条から第20条）。

「第3章：葬儀施設の運用と管理」（第21条から第41条）。

「第4章：殯葬（死者を葬ること）管理及び相談」（第42条から第60条）。

「第5条：殯葬（死者を葬ること）行動の管理」（第61条から第72条）。

「第6章：罰則」（第73条から第99条）。

「第7章：附則」（第100条から第105条）である。

3 本研究で特に注目した内容の具体的整理

■【第1章 総則】■

第1条 本法は、葬儀業界の環境保護、適切な管理、刷新、向上及び質の高いサービスに関する葬儀施設の遵守促進のために制定された。葬送儀礼は、市民の生活の質の向上のために個人の威厳と公共の利益の双方を勘案しつつ、現代的ニーズに適合するものでなければならない。

第2条 本法の重要語句の定義は、以下のとおりである。（なお、多項目にわたるので、本研究に関連する重要語句の定義のみ挙げることにした。項目番号が飛んでいるのはその為である）

- 1.葬儀施設とは、墓地、斎場、礼廟、霊堂、火葬場及び納骨堂をいう。
- 3.斎場とは、遺体の処分及び棺を埋葬地に運び、据え付け、病院以外で供物の儀式を行う施設をいう。
- 4.礼廟及び霊堂とは、斎場とは分離されるかまたは斎場に附属し、安置と供物の儀式を行う施設をいう。
- 5.火葬場とは、遺体や骨を焼却する場所をいう。
- 7.遺灰再処理設備とは、焼却された遺灰をさらに細かくし、量を減らすよう再処理される設備をいう。
- 8.拡充とは、葬儀施設の面積を増やすことをいう。
- 9.建増しとは、葬儀施設の元々の建物の面積を増やすか高さを上げることをいう。
- 10.改築とは、葬儀施設の元々の建物の一部を取り除き、高さを上げたり面積を増やしたりすることなく、元々の基礎の範囲内で再建することをいう。
- 12.移動式火葬施設とは、遺体や遺骨の焼却のため、車両、船舶またはその他の運送手段の中で組み立てられた施設をいう。
- 13.葬儀業とは、葬儀施設の運営及び葬送業界をいう。
- 14.葬儀施設管理業界とは、墓地、斎場、礼廟及び霊堂、火葬場及び納骨堂を運営する業界をいう。
- 15.葬送儀礼サービス業とは、葬儀事項を扱うための契約を有する業界をいう。
- 16.生前葬送業務サービス契約とは、当事者が死後当事者のいずれかによって葬送業を提供してもらうことに合意した契約をいう

第3条（では）「本法にいう「主管機関」とは、中央政府の内政部、地方自治体レベルの直轄市政府、縣（市）にある縣（市）政府、郷（鎮・市）にある郷（鎮・市）公所をいう」として、次項で「主管機関の権限・責任は、以下のとおり分類」する（以下、略）。

■【第2章 葬儀施設の設置及び管理】■

第4条 (直轄市、縣(市)及び郷(鎮、市)主管機関が設置できる施設の範囲

—墓地、斎場、礼廟及び霊堂、火葬場及び納骨堂)

(縣主管機関が設置できる施設の範囲—斎場、礼廟・霊堂及び火葬場)

(郷(鎮、市)主管機関が設置できる施設の範囲—墓地及び遺灰(遺骨)貯蔵施設)

第5条 1. (民間で施設を設置する場合の適格性、法人、修道院、寺院または教会にのみ認められる)。

2. (改正に伴う移行期間)

3、4. (民間墓地の設置の開発規制)

第6条 1. 葬儀施設の設置、拡充、増築及び改築は、許可を得るための書類。かかる書類は、直轄市、縣(市)主管機関で処理、中央主管機関に報告される。

2. 前記葬儀施設が直轄市、縣(市)行政区域に跨る場合、葬儀施設の土地面積の大部分を占める直轄市、縣(市)主管機関が申請を受理・審理し、さらに許可を発給するものとする。

3. 設置、拡充、増改築が承認され、承認されて事項を変更する必要がある葬儀施設は、関連書類を作成し、直轄市、縣(市)主管機関にこれらの書類を提出しなければならない。

第7条 1. 前条1項に従って葬儀施設の設置、拡充、増改築の申請を受理した直轄市、縣(市)主管機関は、6か月以内に決定を下さなければならない。(以下、「2」～「4」項にかけて、「決定」の期限、「決定」に伴う工事期間などについての定め)

第8条 (墓地の設置及び拡充は、土壌及び治水、環境保護及び、公衆衛生の点で適切な場所とする定め)

第9条 (斎場、火葬場及び納骨堂の設置及または拡充の基準についての定め)

第10条 都市計画にて墓地、斎場、礼廟及び霊堂、火葬場もしくは納骨堂用に設計された土地は、その特定の目的に基づいて使用されるものとする。

第11条 私有地で本法に従って行われた公立葬儀施設の設置または拡充は、購入価格で合意がない場合、本法に従って収用することができる。

第12条 (墓地に関わる点。第1項：必要とする付帯施設・設備。第2項は園内通路幅。第3、4項：園内植栽。第5項：開発規制)

第13条 斎場には、次の設備が含まれていなければならない。

「(i)冷凍室」「(ii)遺体処理施設」「(iii)解剖室」「(iv)消毒設備」「(v)廃水(污水)処理施設」

「(vi)遺体安置室」「(vii)礼廟及び霊堂」「(viii)グリーフ・カウンセリング室」「(ix)サービス

センター及び家族ラウンジ」「(x)公衆衛生設備」「(xi)非常時電力供給設備」「(xii)駐車場」「(xiii)

墓地外に通じる道路」「(xiv)法律に基づき設置しなければならないその他の設備」

第14条 (礼廟及び霊堂〔納骨堂〕に関わる点。必要とする施設・設備)

第 15 条 (火葬場に関わる点。必要とする施設・設備)

第 16 条 (遺灰(遺骨)貯蔵をするために必要とされる設備の例示)

- 第 17 条 1. 合併葬儀設備は、第 12 条から前第 16 条にいう設備を共用するものとする。拡充または増改築もまた葬儀設備後に同様とする。
2. 第 12 条から前第 17 条までの設備設置の自治法規は直轄市、縣(市)主管機関で定める。

- 第 18 条 1. 葬儀設備は、周囲の環境上の景観と協調して、人間性の原則に基づいて企画され、また広々とした空間に多くの植物や花が植えられていなければならない。
2 から 5. (墓地等の緑地基準)。

第 19 条 (散骨の規制)

- 第 20 条 1. 葬儀施設の設置、拡充、または増改築が完了後、適合性審査のために直轄市、縣(市)主管機関に書類を提出する。葬儀施設は、葬儀施設の名称、場所、宗教、申請人および事業者が公表された後に初めて使用することができる。直轄市、縣(市)主管機関により行われる設置、拡充または増改築は、中央主管機関にも報告され、審査される。
2. 前項にいう関連の必要書類は、直轄市、縣(市)主管機関がこれを定める。

■【第 3 章 葬儀施設の運営と管理】■

- 第 21 条 1. 葬儀施設の運営のため、直轄市、縣(市)または郷(鎮、市)主管機関は、葬儀施設管理機関を設置するかまたは葬儀施設管理団体を有することができる。
2. 前項の葬儀施設は、必要な場合、委託を受けた私的団体により運営することが認められる。

第 21 条の 1 (低所得者などへの使用料の減免、もしくは無料にかかわる措置についての定め)。

- 第 22 条 1. 民間の葬儀施設の事業者または公立葬儀施設の委託事業者は、関連書類を作成し、許可を得るため、葬儀施設の直轄市、縣(市)主管機関にこれらの書類を提出しなければならない。
2. 運営許可は、葬儀施設運営の事実がない場合またはその営業が直轄市、縣(市)主管機関により停止された場合、取り消されるものとする。
3. 前項 1 にいう必要な関連書類は、中央主管機関が定めるものとする。

第 23 条、第 24 条 (火葬場の設備の設置基準、管理機能、設備及び管理マニュアルについて及び、礼廟及び霊堂〔納骨堂〕における目的以外使用の規制)

第 25 条 (火葬許可証が必要とされる業務と申請方法)

第 26 条～第 30 条 (公立墓地における墓所区画面積基準について、と、深さ基準。使用期間の取り決め。期限終了後の取扱い。改葬に関わる規制。改葬した後の遺灰等についての管理について)

- 第 31 条 1. 下記状況にある公立葬儀施設は、リニューアル、移転及び更新を計画し、直轄市、縣(市)主管機関の許可を得たうえで、移転しなければならない。
2. 設置、拡充、増改築に関わるそれらの葬儀施設は、第 6 条の規定に従って処理される。

3. 民間葬儀施設の更新もしくは移動計画は、第1項に状況に対応するものでなければならず、また直轄市、縣(市) 主管機関に提出されるものとする。

第32条 1. 状況の変化または特殊事情によりもはや使用できない公立葬儀施設は廃止計画を起案し、それを直轄市、縣(市) 主管機関に許可を得るために提出しなければならない。直轄市、縣(市) 主管機関により処理されるそれらの事項は、今後の参考のために中央主管機関に報告される。

第33条 (公立の墓地及び納骨堂の管理すべき帳簿)

- 第34条 1. 葬儀施設内のすべての設備は、事業者により適切に保管されなければならない。
2. 墓地内の墳墓または納骨堂の遺灰(遺骸) 櫃に損傷がある場合、事業者は墓主または保存者に知らせるものとする。

第35条 (民間の墓地、納骨堂の事業者が、使用者に請求する料金の取扱いについて)

第36条、第37条 (私有地、公有地の墓地または納骨堂に支障が生じた場合の対応)

- 第38条 1. 直轄市、縣(市) 主管機関は、所轄する葬儀施設を、評価及び報酬付きで定期的に監査する。
2. 前項の監査、評価及び報酬に関する規則は、直轄市、縣(市) 主管機関により定められる。

第39条 (民営墓地〔個人墓地〕の移転補償)

第40条 (公立墓地の廃止の公告方法と、その後の新たな埋葬などの禁止)

第41条 ([無縁] 改葬に関わる手続)

■【第4章 殯葬管理及び相談】■

- 第42条 1. 葬儀屋は、直轄市、縣(市) 主管機関に、法律に基づき会社もしくは事業を登記し、殯葬業協会に加盟する事業者許可を申請して初めて営業を開始するものとする。
2. 本法施行以前に会社法または事業登記法に基づいて存在し、かつ今後の参考のために直轄市、縣(市) 主管機関に報告を行っていた斎場設置、開発レンタル業界及び殯葬業は、前項の許可を取得したものと見なされる。
3. 上記許可の法域外で直轄市、縣(市) の施設を経営する葬儀屋は、所在する直轄市、縣(市) 主管機関に参考までに元々の事業運営許可を添えて報告した後に、営業を開始する。ただし、営業許可を有する事業者は、直轄市、縣(市) の地元殯葬業協会の加盟後初めて営業を開始しなければならない。
4. 葬儀施設管理会社も、地元殯葬業協会の加盟後初めて営業を開始するものとする。
5. 第1項以外の設立目的で殯葬業に従事する他の者は、直轄市、縣(市) 主管機関に運営許可を申請し、それを取付し、かつ殯葬業協会に加盟した後に、営業を開始するものとする。
6. 第1項の運営許可申請の遵守に関する手続、事項、資格及びその他の事項は、中央主管機関が定めるものとする。

第 43 条、第 44 条 (葬儀事業者による、事業登記の申請、または法律による運営許可を取得等)

第 45 条、第 46 条 (葬儀事業者が業務を行う上での有資格者〔専任禮儀師〕の雇用することの義務と「専任禮儀師」が行い得る業務・裁量範囲)

第 47 条 1. 次のいずれかの状態にある者は、殯葬業の責任者を務めてはならない。
(法的な行為無能力者または限定的行為無能力者、破産宣告された者、犯罪を犯した者などが該当。その他、本法令の「罰則」が適用された者も含む)
2. 前項にいう状態のいずれかに該当する殯葬業の事業者は、直轄市、縣(市) 主管機関が定める期限内に責任者の交代を行う者とする。

第 48 条 葬儀屋は、許可証、商品もしくはサービスの項目、及び価格もしくは料金基準を 料金基準表とともに事業敷地の見える場所に掲示するものとする

第 49 条 (葬儀事業者が提供するサービスもしくは商品に関する契約にかかわる規定)

第 50 条～第 52 条 (葬儀屋及び消費者により署名された生前殯葬契約に関する規定)

第 53 条～第 55 条 (葬儀事業者の信託に関わる規定)

第 56 条、第 57 条 (葬儀業者による契約の販売業務など、関連する業務も含めての委託のあり方について。及び、葬儀業者の営業・事業の中止の届出と、その解除にかかわる規定)

第 58 条 1. 直轄市、縣(市) 主管機関による定期的評価で高い評価を受けた殯葬業者は、報奨される。
2. 前項の評価及び報奨の自治法規は、直轄市、縣(市) 主管機関が定めるものとする。

第 59 条 殯葬業協会は、殯葬業会議及び研修コースを開催するかまたは学校、機構及び学会に開催するよう委託しなければならない。

第 60 条 (葬儀事業者に対する職員・従業員の資質向上の義務 ワークショップまたは研修への参加するよう任命にかんする規定)

■【 第 5 章 殯葬行動の管理 】■

第 61 条 (存命中における死後の葬儀事項に関する基本合意書に関する監査)

第 62 条、第 63 条 (葬儀事項を扱う際の公道利用に関する届出義務 及び、違法な葬儀施設の使用・宣伝の禁止。病院で営業行為の禁止。具体的には殯葬業者は、病院で事業を勧誘、あるいは病院または遺族から遺体を移動してはならない。)

第 64 条～第 66 条 (病院における殯葬設備の設置もしくは提供に関する規定。納棺、埋葬、葬儀設備の設置もしくは提供に関する規定)

第 67 条、第 68 条 (葬儀のための葬列を公道で行う場合の事前の届出義務。「葬儀」を理由にした秩序

素乱（例：過度の騒音、深夜の騒音など）の禁止）

第 69 条 （いわゆる「不審死」した遺体の取扱いに関する規定）

第 70 条 （遺体の火葬、埋葬、遺灰の取扱いに関する規定）

第 71 条、第 72 条 （「墳墓」の変更に関する規定）

【 第 6 章 罰則（略）】

第 73 条 ～ 第 99 条で包括的に述べている。具体的な罪科は、罰金が定めている。金額は 300,000 台湾ドル以上 1,500,000 台湾ドル以内。罰金刑を受けても改善等がみられない場合、再度罰金刑が科される。たとえば、「①：遺体の管理・保管」等については「第 2 章 葬儀施設の設置 及び 管理」において「第 6 条 葬儀施設の設置、拡充、増築及び改築は、許可を得るための書類。かかる書類は、直轄市、縣（市）主管機関で処理、中央主管機関に報告される」として、以下、設置基準等を示し規制下においている。これについての罰則は「第 73 条 許可なしに葬儀施設を設置、拡充、追加または変更した、許可条件に従わずに上記いずれかの行為を行った（略）殯葬業者は、300,000 台湾ドル以上 1,500,000 台湾ドル以内の罰金刑が科され、決められた期限内の改善もしくは追加手続きが完了するよう命じられるものとする。当該期限前に改善もしくは追加手続きを完了しない者は、再度罰金が科されるものとする。重大な違反に関わった者または規則遵守を拒むものは、墓基及び遺灰（遺骸）貯蔵施設の開発、工事、運営もしくは販売の停止を命じられるかまたは工事を解くかもしくは現状回復を強いられる。」としている。

また、「④：葬儀施行者（事業者）」については、「第 4 章 殯葬管理及び相談」の第 42 条で、「葬儀屋は、直轄市、縣（市）主管機関に、法律に基づき会社もしくは事業を登記し、殯葬業協会に加盟する事業者許可を申請して初めて営業を開始するものとする。」として、これについての罰則は「第 84 条 第 42 条の規定に違反した殯葬業者は、60,000 台湾ドル以上 300,000 台湾ドル以内の罰金刑が科されるものとし、営業活動の停止命令が併科される。その命令に従わず営業を継続する者は、再度罰金刑が科されるものとする。が適用される。」とある。

■【 第 7 章 附則（略）】■

以 上

